

# 身体的拘束等の適正化のための指針

【令和4年9月】

社会福祉法人門前町福社会

## 1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、下記の三つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束等適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力をします。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げられるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただける様に努めます。

## 3. 身体的拘束等適正化に向けた体制

## 身体的拘束等適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体的拘束等適正化委員会を設置する。

### ① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続（例外三原則）の確認と検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等適正化に関する職員全体への指導及び研修の実施

### ② 身体的拘束等適正化委員会の構成と役割分担

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

（身体的拘束等適正化対策担当者）

専任の身体的拘束等適正化対策を担当する担当者（委員長）は、施設長がケア全般の責任者から指名する。

- 1) 身体的拘束等適正化対策の実施責任者
- 2) 委員会の開催
- 3) 身体拘束等実施報告

（施設長）

- 1) 身体的拘束等適正化委員会の総括管理
- 2) 統括的な見地からの入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント

（介護職員）

- 1) 日常的なケアの現場管理者
- 2) 日常的なケアの場面での入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録の整備

（看護職員）

- 1) 医療、看護面の管理者
- 2) 医師との連携
- 3) 医療、看護の場面での入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント
- 4) 重度化する利用者の状態観察
- 5) 記録の整備

（生活相談員・介護支援専門員）

- 1) 家族との連絡調整及び家族の意向に沿ったケアの確立
- 2) 同意書等の記録整備及び保管
- 3) 身体拘束廃止に向けた職員研修
- 4) 行政への報告及び書類の提出
- 5) 入居者、家族支援における尊厳と安全のリスクマネジメント
- 4) 施設のハード・ソフト面の改善

（栄養士）

- 1) 食事・栄養面の管理者

2) 食事・栄養面での入居者の尊厳と安全のリスクマネジメント  
(その他)

施設長が必要と認めた職員

③ 身体的拘束等適正化委員会の開催

- ・委員会は毎月1回定期的に開催する。
- ・身体拘束が行われた場合、身体拘束等の適正化のために身体的拘束等適正化対策担当者が招集した場合は、適時開催する。

#### 4. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

全職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

① 研修の開催

- ・定期的な研修の実施（原則2回／年の実施）
- ・新任職員に対する研修の実施
- ・その他必要な教育、研修の実施

② 研修内容

- ・基本方針（運営基準）
- ・身体拘束がもたらす弊害
- ・身体拘束の具体的行為
- ・緊急やむを得ない場合（3原則）とその手続き
- ・報告された事例及び分析結果
- ・外部研修への積極的な参加

#### 5. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束等の事案については、その全ての案件を身体的拘束適正化委員会に報告するものとする。

この際、施設長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

#### 6. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体の保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。 ※フローチャート参照

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る</li><li>(2) 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る</li><li>(3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む</li><li>(4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る</li><li>(5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型手袋等をつける</li><li>(6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける</li></ul> |
|--|

- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防ぐようなイスを使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

#### ① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束等適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫感②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

#### ③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などの記録をする。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

#### ④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

## 7. 入所者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

#### ① 入所者等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、当施設ホームページにていつでも全ての方が閲覧可能とする。また、フロアホール等に常設し、いつでも閲覧できる環境を作る。

#### ② 全職員等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、各部署に常設し、全ての職員が閲覧可能な環境を整備する。

## 8. その他身体的拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

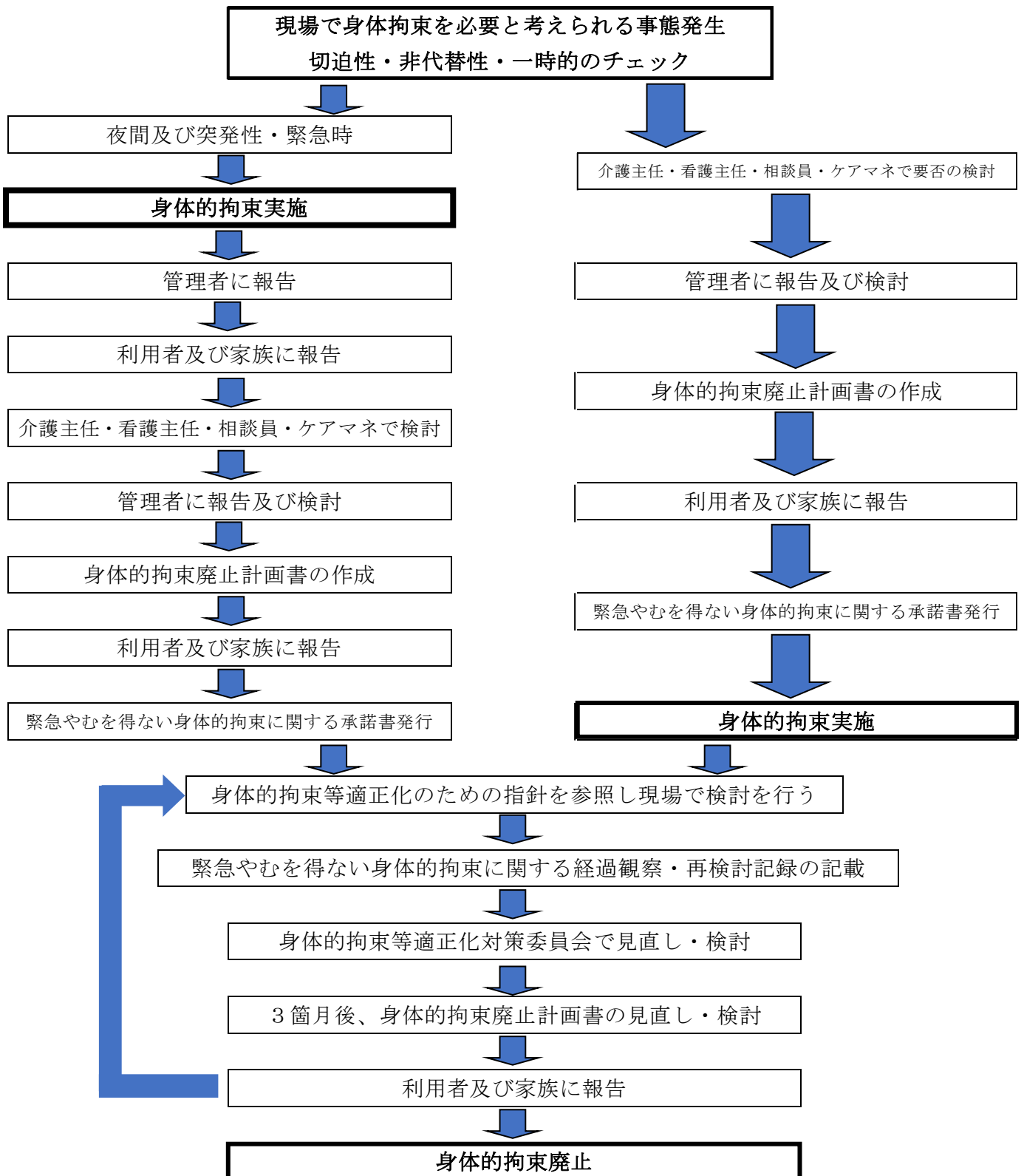
身体的拘束等の適正化のためには、施設サービス提供に関わる全ての職員が、本指針を理解し、以下の点について議論して共通認識を持ち、身体的拘束等を実施しない取り組みを継続する必要がある。

- ・認知症等の症状、対応を理解しアセスメントに基づいたケアを提供しているか。
- ・事故発生等の法的な責任の回避のために、当事者の権利擁護の懸念を軽視し安易に身体的拘束

束を行っていないか。

- 認知症の高齢者は見当識の低下があり、かつ下肢筋力の低下、骨密度の低下から骨折を誘発しやすいとの固定概念から実際にアセスメントすることなく安易に身体的拘束をしていないか。
- 例外三原則と判断した後も、他の方法は無かったのかと振り返ることなく、機械的に身体的拘束の判断をしていないか。

## 9. 身体拘束廃止フローチャート



【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

1. あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき身体の状況	
拘束開始及び解除の 予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 代表者

印

記録者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

印

(本人との続柄

)



